

那珂市ライフデザインサポート事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、那珂市ライフデザインサポート事業を実施するにあたり、委託する事業者を選定するために行う公募型プロポーザルに必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名称

那珂市ライフデザインサポート事業業務委託

(2) 業務内容

別紙「那珂市ライフデザインサポート事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」）のとおりとする。

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

(4) 委託料上限額

2,469,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

3 プロポーザル方式を採用した理由

本事業の遂行にあたっては、円滑な事業遂行とともに、ライフデザインの策定に係る豊富な経験と専門的な知見を有し、事業を公正、中立かつ効率的に実施することが求められることから、プロポーザル方式に基づき委託業者を選定する。

4 プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル方式

5 応募資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 那珂市建設工事等請負契約に係る指名停止等の措置要項（平成29年那珂市告示第30号）及び那珂市物品調達等契約に係る指名停止等の措置要項（平成29年那珂市告示第31号）の規定による指名停止を現に受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては、更生手続開始の決定を受けたもの又は民事再

生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、再生手続開始の決定を受けたものであること。

- (4) 那珂市暴力団排除条例（平成23年那珂市条例第31号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 応募に係る提出すべき書類及び企画提案書その他提案者が提出する資料等に虚偽の記載がないこと。

6 実施スケジュール

実施スケジュールは、以下のとおりとする。ただし、各項目の日程については、選定委員の都合等に合わせて適宜調整できるものとする。

日程	項目
令和8年4月21日（火）	公告
令和8年5月8日（金）午後5時まで	質問書受付締切
令和8年5月13日（水）	質問書への回答
令和8年5月29日（金）午後5時まで	申請書類提出締切
令和8年6月22日（月）又は23日（火）	プレゼンテーション審査
令和8年6月25日（木）	審査結果通知
令和8年6月30日（火）	契約締結予定日

7 応募手続等

(1) 質問書の受付

ア 提出書類

質問書（別紙様式7）

イ 提出期限

令和8年5月8日（金）午後5時まで（必着）

ウ 提出方法

事前に電話連絡をした上、次の電子メールのアドレスにより、那珂市保健福祉部こども課子育て支援グループ宛に提出すること。

E-mail:kodomo@city.naka.lg.jp

エ 質問書に対する回答

令和8年5月13日（水）に市公式ホームページにおいて公表する。

なお、本要領及び仕様書の内容以外の質問については、回答しない。

(2) 申請書類の受付

ア 提出書類

・企画提案書

企画提案書は任意様式とするが、原則A4判用紙を使用すること。

A3判用紙を使用する場合には、A4判に折り込むこと。

- ・応募申請書（別紙様式1）
- ・実施計画書（別紙様式2）
- ・経費積算書（別紙様式3）
- ・応募資格誓約書（別紙様式4）
- ・事業実績書（別紙様式5）
- ・その他提案事業の参考となる資料（別紙様式6）
- ・法人登記簿謄本
- ・定款、寄付行為、規約又はこれに類するもの
- ・国税及び地方税を滞納していないことの証明書

国税納税証明書（税務署発行）、県税納税証明書（茨城県税事務所発行※1）、市税完納証明書（那珂市役所発行※2）

※1 茨城県内に本店、支店等の事務所がない場合は本店所在地の都道府県税事務所が発行する同様の証明書

※2 那珂市内に本店、支店等の事務所がない場合は本店所在地の市区町村が発行する同様の証明書

- ・直近の事業報告書、決算書

イ 提出期限

令和8年5月29日（金）午後5時まで（必着）

ウ 提出部数

「7（2）ア」の提出書類を6部（正本1部、副本5部）

（3）問い合わせ先・提出場所・提出方法

〒311-0192

那珂市保健福祉部こども課子育て支援グループ

所在地：那珂市福田1819番地5 那珂市役所2階

電話：029-298-1111（内線254）

E-mail：kodomocity.naka.lg.jp

持参または郵送によることとし、郵送による場合は、提出期限内必着の書留郵便に限る。持参による場合は、受付時間を平日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）とする。

（4）留意事項

ア 企画提案は、1者につき1件とする。

イ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とする。

ウ 提出された書類の内容は、変更することができない。ただし、那珂市が補正等を求める場合には、この限りではない。

- エ 提出された書類等は、返却しない。
- オ 応募申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出する。
- カ 提案のための費用は、提案者の負担とする。
- キ 採択された企画提案書の著作権は、那珂市に帰属する。

8 審査

(1) 審査方法

- ア 企画提案内容について、事業者選定委員会を開催し、審査委員による審査を行う。
- イ 事業者選定委員会においては、「7（2）ア」の提出書類及びプレゼンテーションにより審査する。
- ウ 応募申請者は、当該提案についてプレゼンテーションを行う。なお、プレゼンテーションの実施予定日は、令和8年6月第4週（22日もしくは23日に実施予定）とし、詳細は応募申請者に別途通知する。
- エ 総得点第1位の者が2者以上いる場合には、事業者選定委員会において、受託候補者となる1者を選定する。
- オ 審査の結果、評価点が60%未満となった場合は選定対象としない。

(2) 選定結果の通知

事業者選定委員会の審査結果に基づき、受託候補者を選定し、選定後、速やかに結果を通知する。なお、審査内容は非公開とし、審査結果について異議申立ては認めない。

(3) 審査基準

項目	着眼点等
業務遂行能力	・過去3年度以内に国・地方公共団体等のライフプラン、ライフデザイン事業の実績があるか。 ・特に学生を対象にした運営業務実績が含まれているか。
	・事業の実施に必要な経験・ノウハウを有するスタッフや体制が整っているか。
	・業務責任者をはじめとし、業務に携わる担当者のこれまでの業務経験はどの程度か。
企画内容	・本業務の目的（中学2年生が進学、就職、結婚、子育てを含めて将来を考える機会を提供）を理解した提案になっているか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・授業時間内（2コマ100分）で効果的に進行できるプログラムを提案しているか。 ・生徒の夢や目標を尊重し、希望をもってライフデザインを描ける内容になっているか。 ・参加者（生徒）の関与を促す仕組みが考えられているか。 ・本市の魅力や取組など、ライフデザインに役立つ情報を提供しているか。 ・参加者が容易にアンケート回答ができる手法が提案されているか。
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・全体のスケジュールが具体的かつ明確になっており、実現可能なスケジュールを提案しているか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容が予算に対して適正かつ効果的であるか。
プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーションにあたり、業務知識を十分に活かし、ポイントを押さえたわかりやすい説明や質疑応答への的確な対応がなされているか。

9 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類等の内容に虚偽の記載や説明があった場合
- (2) 審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為が発覚した場合
- (3) 本実施要領等で定めた要件、期限、方法等を遵守しなかった場合
- (4) 見積書記載金額が委託料上限額を超過している場合
- (5) 「5 応募資格」に掲げる資格を有しない者が企画提案書等を提出した場合

10 受託候補者選定後の手続

- (1) 那珂市と受託候補者は、提出書類を基に具体的な協議を行い、那珂市財務規則（平成13年那珂町規則第27号）等の関係法令の規定に基づき、委託契約を締結するものとする。
- (2) 那珂市は、協議等の後、受託候補者から改めて見積書を提出させ、その内容を精査の上、随意契約による契約の手続を行う。
- (3) 那珂市は、受託候補者と契約締結の交渉を行い、契約が成立しない場合（応募資格を満たさない等、失格事由に該当する場合も含む）は次点の受

託候補者と交渉を行うこととする。

- (4) 契約書の作成の際に必要な経費は、全て受託者の負担とする。
- (5) 前各号の規定により契約を締結したときは、次に掲げる事項を市のホームページへ掲載して公表するものとする。
 - ア 契約の名称、金額及び履行期限
 - イ 契約の相手方の商号又は名称
 - ウ プロポーザル方式を採用した理由

1 1 その他留意事項

- (1) 事業の成果は那珂市に帰属する。
- (2) 受託者は、個人情報取扱いには厳重に注意し、漏えい、滅失等がないよう、その管理を徹底しなければならない。
- (3) 受託者は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了した後も同様とする。